

平成27年 多賀城市教育委員会第8回定例会会議録

- 1 会議の年月日 平成27年8月27日(木)
- 2 招集場所 市役所5階 501会議室
- 3 出席委員 委員長 浅野 憲隆 委員 菊池 すみ子
委員 今野 喜弘 委員 樋渡 奈奈子(途中入室)
教育長 菊地 昭吾
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため出席した事務局職員
副教育長兼教育総務課長 大森 晃
学校教育課長 高砂 弘之
生涯学習課長 萱場 賢一
文化財課長補佐 千葉 孝弥
参事兼教育総務課長補佐 佐藤 良彦
- 6 傍聴人 なし
- 7 記録係 教育総務課副主幹 伊東 芳恵
- 8 開会の時刻 午後1時
- 9 議事日程
日程第1 前回会議録の承認について
日程第2 会議録署名委員の指名について
日程第3 諸般の報告
事務事業等の報告
日程第4 議事
議案第20号 指定管理者の候補者の選定方法について
日程第5 その他

委員長

ただいまの出席委員は4名であります。定足数に達しておりますので、これより平成27年第8回定例会を開会します。

日程第1 会議録の承認について

委員長

はじめに、第7回定例会の会議録について、承認を求めます。

会議録については、事前にお配りをいたしておりますので、本日は朗読を省略します。第7回定例会の会議録について承認を求めますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

委員長

異議がないものと認め、第7回定例会の会議録については、承認されました。

日程第2 会議録署名委員の指名について

委員長

続きまして、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、多賀城市教育委員会会議規則第22条第3項の規定により、委員長において菊池すみ子委員、今野委員を指名します。よろしくお願いいたします。

日程第3 諸般の報告について 事務事業等の報告

委員長

これより、本会議に入ります。事務事業等の報告について、教育長の説明を求めます。

教育長

はい。諸般の報告をいたします。平成27年第7回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

教育総務課関係、8月10日、「宮城県市町村教育委員会協議会第1回教育長部会」が塩竈市のふれあいエस्प塩釜で開催され、教育長が出席いたしました。

(午後1時3分 樋渡委員 入室)

8月26日、「平成27年度宮城県都市教育長協議会 教育長・総務主管課長会議」が岩沼市の中央公民館で開催され、教育長、副教育長等が参加しました。本年度、多賀城市が当協議会の事務局を担当し、会議等の運営を行っています。

学校教育課関係、7月30日、「第1回多賀城市学校給食センター運営協議会」を開催し、本年度の事務事業運営方針等について審議を行いました。

7月31日、「家庭教育講演会」を市民活動サポートセンターで開催し、保護者等70名の参加がありました。元大和町吉岡小学校長の菅原正功氏を講師にお招きし、「伝えたいことがあるのですー子どもとともに育つー」と題して講演を行いました。

8月6日、「平成27年度第2回初任者・講師等対象研修会」を市民活動サポ

ートセンターで開催しました。群馬県桐生市立清流中学校勤務の宮前嘉則氏を講師にお招きし、「思考力・判断力・表現力を高める授業づくりのヒント」と題して講演を行いました。

8月7日、第7回教育委員会定例会で承認いただいた議案第19号の関係について、宮城県教育委員会において懲戒処分が行われました。

8月19日、20日、21日、24日、25日の5日間、「多賀城スコール（サマースクール）」を東北学院大学多賀城キャンパスで開催し、小学生73名、中学生37名の計110名の参加申し込みがあり、延べ464名の出席がありました。参加した児童生徒は、夏休み期間中の自主的な学習を意欲的に取り組みました。

8月19日、市内小中学校の全教職員を対象とした「全教職員研修会」を文化センターで開催し、269名の参加がありました。宮城県総合教育センター教育相談班次長の早坂正紀指導主事を講師に、「授業づくりの構想」と題した講演を行いました。

夏休みは、8月25日で終了しましたが、全ての学校で大きな事件や事故もなく、第二学期を迎えております。

生涯学習課関係、7月30日、「青森から東京まで復興のタスキをつなぐ未来（あした）への道1000km縦断リレー2015」が多賀城市内を通過し、4名の市民ランナーが元気な走りを披露しました。

8月5日と6日の2日間、「ジュニアリーダー初級研修」を花山青少年自然の家等において開催し、小学6年生から中学生までの参加者17名と、指導者役のジュニアリーダー10名が参加しました。自然体験活動やネイチャークラフト、キャンドルサービスや野外炊飯などを行い、コミュニケーション能力の向上と知識技術の習得に取り組みました。

8月11日、12日、「二市三町ジュニアリーダー合同キャンプ」が松島町野外活動センターで開催され、ジュニアリーダー8名が参加しました。野外炊飯やキャンプファイヤーなどを通して、他市町のジュニアリーダーと交流を深めました。

8月11日、青少年教育事業「地元の工場見学」が大代地区公民館で開催され、新仙台火力発電所の施設を29名が見学しました。

8月18日、社会体育施設等指定管理者評価委員会が開催され、平成23年度からの実績に基づき、評価を行いました。評価の結果、合格となりましたので、本日、次期指定管理者の候補者の選定方法について議案を提出しています。

8月20日、今年度3回目の「子ども映画会」を市民会館において開催し、魔女の宅急便を48名が鑑賞しました。参加者全員にポップコーンが配られました。

8月20日、「第97回全国高校野球選手権大会」で決勝に進出した仙台育英学園高等学校を応援するため、文化センター小ホールでパブリックビューイングを開催しました。大スクリーンに映し出された選手の気迫溢れるプレーに、会場に詰めかけた430名の市民は大いに盛り上がりました。

文化財課関係、8月3日、管理事務所前で発生した傷害事件後、活動の一部を休止させていた、特別史跡の景観保全業務を再開いたしました。

8月4日、「第1回名勝おくのほそ道の風景地『壺碑（つぼの石ぶみ）・興井・末の松山』保存活用計画策定委員会」を開催し、教育長、副教育長、文化財課長等が出席いたしました。名勝指定地の現状と課題、保存活用計画の基本方針等について審議が行われました。

8月12日、「宮城県史跡整備市町村協議会文化財担当者第1回幹事会」が市役所で開催されました。担当者会議の役員改選が行われ、平成27年度担当者会議第1回定例会について審議が行われました。

8月25日、「平成27年度第4回多賀城跡連絡協議会」を市民活動サポートセンターで開催し、文化財課長等が出席いたしました。8月31日に予定しております第6回多賀城跡南門等復元整備検討委員会の議題等についての協議を行いました。

なお、8月30日から、埋蔵文化財調査センター展示室において、「『震災復興』と『遺跡』」と題した企画展を開催いたします。

平成27年8月27日提出、教育長、以上でございます。

委員長

ただいまの教育長の事務事業等の説明について、何か質疑ありませんか。樋渡委員。

樋渡委員

文化財課関係の8月4日の会議ですが、開催場所と主催者を教えてください。

委員長

文化財課長補佐。

文化財課長補佐

はい、会場は市役所の第1委員会室です。主催は多賀城市教育委員会です。

樋渡委員

ありがとうございました。

委員長

他に質疑ありませんか。今野委員。

今野委員

8月7日の件ですが、懲戒処分はどのような内容ですか。

委員長

学校教育課長。

学校教育課長

はい、8月7日に県の教育委員会が行われ、そこで処分が決定しました。それと並行して、私も立ち会いましたが、県教委で本人に対して懲戒処分書が渡されました。懲戒免職という処分が書面として渡されました。

今野委員

わかりました。

委員長

他に質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

委員長

質疑がないものと認め、事務事業等の報告を承認します。

日程第4 議事

議案第20号 指定管理者の候補者の選定方法について

委員長

次に、議案第20号指定管理者の候補者の選定方法について、教育長の説明を求めます。

教育長

議案第20号指定管理者の候補者の選定方法について、担当課長から説明させます。

委員長

生涯学習課長。

生涯学習課長

それでは、議案第20号指定管理者の候補者の選定方法について、ご説明いたします。本案は、平成28年3月31日をもって、現在の社会体育施設等の指定管理者の指定期間が満了することから、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間の社会体育施設等の管理運営を委ねるべき指定管理者について、その候補者を非公募により、つまり公募によらないで選定するということを決定するものです。

はじめに、本案で対象となっている社会体育施設等の指定管理の状況について説明させていただきます。7ページをご覧ください。3の「現在の指定管理の概要」に基づいて説明いたします。

社会体育施設等として一括して指定管理の対象としている施設は、総合体育館、市民プール、市民テニスコート、多賀城公園野球場、中央公園サッカー場の5つの施設となります。このうち多賀城公園野球場は仮設住宅の敷地として使用しておりますので、現在、管理運営を行っておりません。

指定管理者が行う業務の範囲は、施設の管理運営及びスポーツ振興に関する

る業務としております。

現在の指定管理者は、特定非営利活動法人多賀城市民スポーツクラブです。同クラブには、指定管理者制度導入時から指定管理者の指定をしておりますので、現在は3期目の指定期間となります。

そもそも、指定管理者制度は、民間のノウハウを活用することにより、公の施設の管理の効率化、住民サービスの向上、行政コストの削減、地域の活性化などを目的として、民間事業者などに公の施設の管理運営を委ねるといったものですので、その効果がどの程度であるのかを、その指定期間を通して評価する必要があります。

このことは、市の手続として、「多賀城市指定管理者導入方針」に定められており、全ての指定管理者について行われることとなります。

社会体育施設等においても、同方針に基づいて社会体育施設等指定管理者評価委員会を設置し、現在の指定管理者による事業の効果を評価したところです。7ページの4「多賀城市社会体育施設等指定管理者評価委員会の概要」をご覧ください。

評価委員会の会議は、(1)に記載のとおり、去る8月18日に開催しております。各評価委員には、事前に指定管理者の評価に必要な資料を配付させていただき、会議当日には配付資料の説明、指定管理者への質疑応答などを行い、これらを踏まえて評価いただきました。

評価委員については、(2)に記載のとおりで、「多賀城市指定管理者導入方針」に基づいて施設利用者代表2名、学識経験者又は有識者3名、関係行政機関の職員2名の計7名に評価委員になっていただいたところです。

評価方法については、8ページの(3)をご覧ください。評価は、審査項目を20項目設けまして、各評価委員が審査項目ごとに0点から5点までの6段階で採点することとしました。評価委員1人当たり100点で、合計では700点が満点となります。今回は合計点の6割、つまり420点を超えた場合を合格とし、合格も優・良・可の3段階に区分して評価することとしました。

審査の結果は(4)に記載のとおり、508点で、合格の(可)の評価となりました。

実際の評価に当たっては、10ページをご覧いただきたいのですが、ここに掲載しておりますような「多賀城市社会体育施設等指定管理者評価委員会審査基準及び採点表」を使用いたしました。

表の左側に表示されておりますように、審査項目を大きく、「サービスの向上」と「業務遂行能力」の2つの分野に区分いたしました。

「サービスの向上」の分野では、施設の維持管理への取組、利用者サービスの取組、地域との連携の取組、日常の安全管理や緊急時の対応などの事業運営面に関して、「業務遂行能力」の分野では、人員配置、人材育成、地域人材の発掘、経営能力などの指定管理業務を担うべき団体としての能力面に関して、それぞれ審査項目と評価に当たっての視点を評価基準として示させていただきました。

その上で、各評価委員には、それぞれの審査項目について、現在の指定管理者が指定を受ける際に提案した内容に対し、その実績がどうであったかを生涯学習課作成資料や指定管理者提出の実績報告書などを基に評価していただいたところです。

表の右側のAからGまでのアルファベットは各評価委員を表しており、記載の数値は、各審査項目に対する各評価委員の採点内容となります。

次に、11、12ページをご覧ください。評価委員の意見一覧です。審査基準に基づく採点のほか、評価できる点と今後の課題について、自由記述により意見を提出していただきました。

全体的な傾向として、評価できる点が多く挙げられており、今後の課題についても現在の取組に対する否定的な意見が少なく、建設的な提案がなされたところです。

以上、現在の社会体育施設等の指定管理の状況と評価結果について説明いたしました。冒頭にも申し上げましたとおり、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間の社会体育施設等に係る指定管理者の候補者の選定方法を決定するものです。

指定管理者の候補者の選定については、多賀城市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及びその施行規則の規定に基づいて行われることとなります。

5ページをご覧ください。関係する条項を掲載しております。条例第2条では、公募することを原則として、合理的な理由があると認められるときは、公募によらないことができる旨が規定されています。

公募することを原則としているのは、指定管理者制度が公の施設の管理の効率化、住民サービスの向上、行政コストの削減、地域の活性化などを目的としておりますことから、広く、優れた事業者等を求める必要があるためです。

一方、条例第2条ただし書には、合理的な理由があると認められるときは、指定管理者の候補者の選定は公募によらないことができるとして、資料5ページの下段にありますように、施行規則第2条各号にその理由が詳細に規

定されています。

同条第2号では、「地域の人材活用、雇用の創出等地域との連携が相当程度期待できること」と規定されておりますが、現在の指定管理者である市民スポーツクラブに関しては、「市民による市民のためのスポーツ」という多賀城型スポーツシステムとして、多くの市民が指導者、ボランティア等となって参画することによって、地域の人材活用を推進し、事業実施に繋げるなど、本市の市民活動、そして市民協働促進の一翼を担うほか、多賀城市民を中心に近隣地域の雇用の創出にも寄与していることから、この施行規則第2条第2号に規定する公募によらないことができる理由に該当するものと認められます。

先に説明しましたように、社会体育施設等指定管理者評価委員会の評価結果が合格であったことを踏まえ、次期指定管理者の候補者の選定は、市民スポーツクラブを同候補者とするを想定して、公募によらないことが適当であると判断されるところです。

なお、資料には記載しておりませんが、評価委員会においても、公募によらないことに関して、異議のない旨の意見をいただいておりますことを報告させていただきます。

次に、今後の予定について説明させていただきます。9ページをご覧ください。本日、本案のとおり決定をいただきましたならば、市民スポーツクラブに対して、次期指定管理に関する業務仕様書などを提示し、9月下旬までには提案書をはじめとした指定管理者の指定申請書類の提出を求めることとします。

提案書などの内容については、10月上旬に社会施設等指定管理者選定委員会において審議を行い、これが合格となれば、市民スポーツクラブを次期指定管理者の候補者として選定させていただくこととします。

その後、スポーツ推進審議会、教育委員会を経て、最終的には市議会の議決を受けて次期指定管理者の指定を行うこととなります。

最後に3ページをご覧ください。次期指定管理者に管理を行わせる公の施設に、現在管理を委ねている(1)から(5)までの施設に追加して、今回、(6)として、指定期間中に有料公園施設として整備される施設を記載しております。

これは、有料公園施設として中央公園の野球場の整備が見込まれているためであり、同施設の管理運営を次期指定管理者に委ねることを想定して追加させていただいたものです。以上でご説明を終わらせていただきます。

委員長

ただいまの説明について、何か質疑ありませんか。樋渡委員。

樋渡委員

今の（６）の有料公園施設ですが、これは有料で利益が出ることを考えてということでしょうか。それとも無料ではなく有料とすることで、利益をもたらすことを目的とはしていないけれども、無償ではないということでは整備されるということでしょうか。

生涯学習課長

はい、（６）は具体的な施設名は挙げておりませんが、中央公園に野球場を整備しています。実際に今使っているものです。こちらは有料で料金を徴収する施設としては開設していない状況です。今後条例の中で、きちんと使用する際の料金なども決めるようになります。その際に、（４）の多賀城公園野球場と、（５）の中央公園サッカー場も有料公園施設となっておりますので、そちらとの整合ということもごさいます。

ここに具体的な施設名は書きませんでした。野球場は今現在も行政財産としてスポーツクラブに貸付しております。行政財産使用料として収入されていますが、実際に条例に公の施設として位置付けられた段階で、まとめて指定管理者にお願いしたほうが管理の効率性とか、市民の利用とかにおいてもいいのではないかと、今回、こちらに記載させていただいたものです。

樋渡委員

わかりました。それから７ページに評価委員として、有識者で早稲田大学大学院スポーツ科学研究科、木間奈津子さんがいますが、役職名と、今調べたら七ヶ浜町のNPO法人のアクア夢クラブの理事になっていますが、そのことについて教えてください。

生涯学習課長

木間委員につきましては、NPO法人アクア夢クラブの関係者だったということですが、今現在は辞められているということでした。大学院のほうで研究をしておられます。

樋渡委員

役職名はどういう肩書きがつくのでしょうか。研究生ということですか。

生涯学習課長

はい、そのとおりです。

樋渡委員

この議案自体に異論はないのですが、意見として申し上げます。非公募として選定できる理由が４ページに記載されています。例えば、民間で多賀城と多賀城を含む区域で運営しているスポーツクラブ、団体があって、５ページにあ

る「地域の人材活用、雇用の創出等地域との連携が相当程度期待できる」といったときに、悪く言えば締め出す形になる可能性があるのかと、そこだけが危惧されました。そこだけコメントとして付け加えさせていただきます。

生涯学習課長

はい、ご説明させていただいたところですし、また、議案資料の4ページにも記載させていただきました。多賀城市とスポーツクラブとの関係を考えますと、地域の人材活用や雇用の創出を大きな目的としている団体でもありますので、非公募で選定していきたいという事は変わらないところです。

ただ、実績として評価結果が著しく悪い場合には、考える余地はあるのかなと思います。その場合には、評価結果を踏まえて公募をするしないということになります。今回は、公募によらないことができるという規定ですが、公募しないという規定ではありません。今後の事業展開が従前と同じように良好な状態が一定程度期待できるということであれば、非公募とさせていただきたいということです。評価委員会の結果も見ながら総合的に判断していきたいと思っております。

樋渡委員

私が言いたかったのは、それを理解したうえで、例えば同じように地域の人材活用や雇用創出を目的として同じようなクラブ、団体があったときにそちらに対する可能性をなくしてしまうのではないかということです。

今の選定の仕方ではなく、より可能性を考えたときに、そういうこともあり得るのではないかという意味で付け加えさせていただきました。

委員長

現実のものとしてそういう団体が出てきた場合に、どのように考えていくのかという今後のことに対するひとつのご意見だと思います。

樋渡委員

今回のところでは、異論はありません。

委員長

今現在は、多賀城市内のスポーツ関係のサークル、団体はここにまとまっているということです。そういうご意見があったということは記録しておいていただきたいと思います。他に質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑がないものと認め、採決に入ります。議案第20号について御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

委員長

異議がないものと認め、議案第20号について原案のとおり決定します。

日程第5 その他

委員長

次にその他に入ります。各委員から特に議題にしたい事項などありましたらお願いします。

(なしの声あり)

委員長

ないようですので、以上で、本日の議案等の審議をすべて終了いたします。
はい、菊池委員。

菊池委員

議題にしたい事項ではないのですが、その他ということをお願いします。市民プールのことですが、プールの底がぼこぼこになっていたり、冬になると温度差がすごくあったりという苦情が来ていると思うのですが、その辺りを今後どのようにしていったらいいかということも、長い目で考えていかなければならない時期に入っているのかなと思います。

委員長

市民プールの改修等についてお願いします。生涯学習課長。

生涯学習課長

はい、だいぶ老朽化も進んでいます。今後とも存続させるのか、あるいは廃止するのか考えていかなければならないものです。東日本大震災で、被災した部分については、国費をあてて災害復旧で修繕したところがございます。復旧したものの効果があるうちは存続させるということになります。どういったところが傷んでいるのかということについては、指定管理者である市民スポーツクラブに調査してもらっており、洗い出しをしている最中です。先ほどの空気が入ってぼこぼこの部分についてもスポーツクラブと相談しながら修繕を進めています。更衣室の温度差についても、市民スポーツクラブの事業運営の中で、どういう対応ができるか相談しているところです。今後の方針等については検討する時間をいただきたいと思います。

菊池委員

市民の利用者の方々の苦情などがこちらに届いているのかどうかの確認もありました。わかりました。よろしく願いいたします。

生涯学習課長

スポーツクラブとは、密に連絡を取っておりますので、いろいろな苦情であるとか、提案などもいただいているところです。

委員長

他にございませんか。樋渡委員。

樋渡委員

最近、中学生や小学生のいじめの自殺などがあって話題になっています。いじめ自体に対する認識について、大人と子どもそれから教育者で考える視点の違いなどをこれから考えていかなければいけないと思っています。私自身もよくわからない分野ですが、これからそういうことに対しても取り組みですとか、根幹的なことに対して前向きに勉強会や研修会とか必要なのではないかという思いがあります。何か起こってからではなく、その前にやっておくことがあるのではないかと思います。そういうことをこれから考えていただけたらと思います。

委員長

その件については、これから必要に応じて委員さんにもいろいろご意見やご提案を出していただいたりすることになりますが、現在の状況について、ちょうど夏休みが終わって、学校の子どもたちの状況などで把握している内容で、多賀城市内の子どもたちの様子について、いじめの問題も含めて、ご説明をお願いします。

学校教育課長

はい、法律が定められて、いじめの問題に対して関心が高まっています。しかも教育の現場だけでなく、広い分野で昨今の事例なども含めて明らかです。多賀城市の状況ですが、いじめの認知件数は過去5年間を見ますと上がり下がりが激しいものです。認知件数という形で文科省では調査を行っています。その数を見ますと、30件から100何件になったりしています。

どうして大きなばらつきがあるのかといいますと、いじめの定義がなされたのですが、客観的に周りから見て間違いなくいじめだと認定されたときにいじめだと定義されるのではなく、本人がいじめだと感じた時点でいじめと定義されます。したがって、はたから見ますと、大人から見ますと一対一の喧嘩のように見えても、本人がいじめられていると感じれば、いじめだということで「1」という形で認知されます。

そういう意味でなかなか難しい認知の仕方です。多賀城市内の様子といいますと、認知件数については県の標準並みという数値が出ています。多くもなく少なくもなくということです。ただ、生徒指導の体制が各学校ともいじめだけに止まらず、すべてにおいて早期発見、初期対応、これにまず力点をおいてし

っかりやっているところです。自殺などというそういう重大事態に陥る前に、しっかりとした情報をすばやくキャッチして関係機関と連絡調整をしながら、素早く対応していくというのが各学校のスタンスです。教育委員会でのスタンスでもあります。

たびたびご紹介していますが、スクールソーシャルワーカーの力もあり、そういう事例が発生したときには、すぐにその情報が教育委員会に参りますし、教育委員会では市長部局の福祉部門との連携、それから警察、児童相談所、そうした外部機関とすぐに連携を図りながら、早めに対応するということをモットーにしています。

夏休みはそういうことはございませんが、事件に対しては早めに対応しているということです。すぐ直るものもかなり時間がたって重篤化すると難しいというのは共通認識ですので、わかり次第すぐに対応するというスタンスでいるということです。

また、これからご報告しようと思っていたところですが、多賀城市・多賀城市教育委員会として、いじめ防止に向けての条例化も12月議会に向けて、準備をしているところで、各方面と調整を行っているところです。これは矢巾町や仙台市の事件とは関わりなく、昨年度の状況から、今しなければならないという認識のもとで準備を進めてきたところです。

何がいまそのタイミングなのかといいますと、一番はSNSがいじめの温床になるのではないかという予測が立つということです。今まで、表立った冷やかしかからかいは、アンテナを高くしていればわかることなのですが、グループの中でやっていることについては踏み込めない。そういう部分がございます。そういうところは条例という後ろ楯をしっかりと持って、ある意味で強制的に介入することも必要になるであろうということから、条例化に向けた一歩踏み出しを行っているところです。SNSの問題については、かなり大きな問題になっているということをご理解いただければと思います。以上でございます。

委員長

他にございませんか。ないようですので、これをもって、多賀城市教育委員会第8回定例会を終了いたします。

午後1時45分閉会

この会議録の作成者は次のとおりである。

教育総務課 副主幹 伊東 芳恵

この会議録の正確なことを認め、ここに署名する。

平成27年9月25日

多賀城市教育委員会

委員長

印

委員

印

委員

印